

国立大学法人東京医科歯科大学職員災害補償規則

〔平成 16 年 4 月 1 日
規則 第 49 号〕

（目的）

第 1 条 この規則は、国立大学法人東京医科歯科大学（以下「大学」という。）の職員が業務上の事由により災害（負傷、疾病、障害又は死亡をいう。以下同じ。）を被ったとき、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号。以下「労基法」という。）及び労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号。以下「労災保険法」という。）に基づく補償又は保険給付のほかに、大学が行う補償（以下「法定外補償」という。）について定める。

（業務上災害補償）

第 2 条 大学は、職員が業務上の事由により災害を被ったとき、当該従業員又はその遺族（大学の決定する遺族とする。）に対し法定外補償を行う。

2 前項に定める災害であっても、次の各号に該当する災害はこの規則を適用しない。

- (1) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱、暴動その他これらに類似の事変による災害
- (2) 地震、噴火、津波、風土病又は核燃料物質（その汚染物を含む。）による災害
- (3) 職員の故意若しくは故意の犯罪行為又は重大な過失のみによって生じた当該職員の災害
- (4) 車両の泥酔運転又は無免許運転の間に生じた当該運転職員の災害

（通勤災害補償）

第 3 条 労災保険法上業務外の事由とされた通勤による災害については、労災保険法上の通勤災害に該当する場合に限り、これを業務上の事由による災害に準ずるものとし、本規則を適用する。

（補償の内容）

第 4 条 この規定により行う補償の種類は次のとおりとする。

障害補償

遺族補償

2 前項に定める補償の種類ごとの補償額は別表に定める。

（対象職員）

第 5 条 この規定の適用対象となる職員の範囲は次のとおりとする。

- (1) 常勤職員
- (2) 日々雇用職員
- (3) パートタイム職員

（第三者の行為による事故）

第 6 条 補償の原因である事故が第三者の行為によって生じた場合にこの規定による補償

を 行ったときには、大学は、その価額の限度で補償を受けた者が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。

2 前項の場合において、補償をうけるべき者が当該第三者より同一事由につき損害賠償を受けたときは、大学は、その価額の限度で補償義務を免れる。

3 特別の事情があり前2項の規定を適用することが適当でないと認められる場合には、この限りでない。

（解釈上の疑義の取扱い）

第7条 業務上外の認定等この規則に定める事項につき疑義を生じたときは、労基法及び労災保険法の規定及びその運用解釈による。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年7月1日規則第19号）

この規則は、平成17年7月7日から施行する。

附 則（平成19年4月20日規則第9号）

この規則は、平成19年4月20日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

別表（第4条関係）
補償の種類と補償額

1. 障害補償

業務上の負傷・疾病が治癒した後身体に障害が存するときは、その障害の程度に応じて次表に定める額を支給する。障害等級は労災保険法にしたがう。障害が2以上ある場合、また障害の程度を加重した場合は、労災保険法の規定を準用し障害等級を決定する。

	補償額	
	業務上災害(万円)	通勤災害(万円)
後遺障害1級	1540	975
後遺障害2級	1500	940
後遺障害3級	1460	905
後遺障害4級	875	550
後遺障害5級	745	470
後遺障害6級	615	390
後遺障害7級	485	310
後遺障害8級	320	195
後遺障害9級	250	155
後遺障害10級	195	120
後遺障害11級	145	90
後遺障害12級	105	65
後遺障害13級	75	45
後遺障害14級	45	30

2. 遺族補償

業務上死亡した場合は、遺族に対し次の額を支給する。ただし、障害補償支給後再発のため死亡した場合は、遺族補償額から給付を行なった障害補償額を控除した差額を支給する。

	補償額	
	業務上災害(万円)	通勤災害(万円)
死亡	1860	1130

備考1 遺族補償を受けるべき遺族は、以下のとおりとする。

- ア 労災保険法第16条の2に規定する遺族補償年金又は同法第22条の4に規定する遺族年金を受ける権利を有することとなり、当該年金を受給した者（労災保険法第16条の4第1項及び第22条の4により準用された第16条の4第1項に該当する場合に支給されるものを除く。）
- イ 労災保険法第16条の7に規定する遺族補償一時金又は同法第22条の4に規定する遺族一時金を受ける権利を有することとなり、当該一時金を受給した者（労災保険法第16条の6第1項第2号及び第22条の4により準用された第16条の6第2項に該当する場合に支給されるものを除く。）

2 遺族補償を受けるべき遺族が2人以上あるときは、補償額を当該遺族の数で割って得

た額とする。